

「ふくい DX 推進宣言企業」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「支援センター」という。）が派遣する専門家等の助言を得て、経営トップを中心に自らのDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を行う企業・団体等を「ふくいDX推進宣言企業」として登録し、情報提供や専門家等の助言・指導、人材確保等を通じてその取組を支援すると共に、その実施内容や成果を事例として共有することで、本県企業等のDX促進を図ることを目指す。

(対象)

第2条 福井県内に事業所等を置く企業、団体、特定非営利活動法人を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) DXとは、経済産業省が定義する「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」をいう。
- (2) 事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

(ふくいDX推進宣言企業の取組)

第4条 ふくいDX推進宣言企業は、経営トップがリーダーシップを発揮し、専門家等の助言を受けながら、経営戦略に基づく自社のDX推進に向けた活動を行うものとする。

(登録基準)

第5条 支援センターは、経営トップがリーダーシップを発揮し、専門家等の助言を受けながら、経営戦略に基づく自社のDX推進に向けた活動を行う企業・団体等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて登録することとする。

- (1) 経営トップがリーダーシップを発揮してDX推進を行う企業・団体等であること。
- (2) 支援センターのDX専門家派遣事業を活用する等、専門家等の指導・助言を得てデジタル化がもたらす環境変化を踏まえた経営課題の把握や、課題解決のためのデジタル技術活用の方策を検討し、これを基に既にDX推進を行っている、または1年以内にDX推進を行う予定があること。

但し、自らが課題の把握等を行い、専門家等の確認・助言を得た場合も対象とする。

- (3) 法令を遵守しており、過去に重大な法令違反がないこと
- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと

(登録方法)

第6条 登録申請をしようとする企業・団体等は、次の書類を支援センターに提出するものとする。なお、(2)DX現況報告書については、支援センターのDX専門家派遣事業を利用した

企業・団体等は、当該事業で派遣専門家が取りまとめた「DX 推進可能性調査報告書」をもってこれに代えるものとし提出は不要とする。

- (1) 登録申請書（様式第 1 号）
- (2) DX 現況報告書（様式第 2 号）
- (3) DX 実施計画書（様式第 3 号）

（登録）

第 7 条 支援センターは、提出された登録申請書等を確認し、第 5 条の登録基準に適合すると認められるときは、ふくいDX 推進宣言企業として登録し、登録通知書（様式第 4 号）を登録企業・団体等に通知する。

2 支援センターは、ふくいDX 推進宣言企業が希望するときには、DX の達成に向けて積極的に活動する企業・団体等として、支援センターホームページ等で対外的に広報する。

（フォローアップ）

第 8 条 支援センターは、ふくいDX 推進宣言企業の活動状況の確認と課題解決の支援を目的として、毎年 1 回、DX 専門家等によるフォローアップを実施する。その際、支援センターは、活動状況を確認するために資料の提出を求めることができる。

（登録の有効期間）

第 9 条 登録の有効期間は、登録の日から前条のフォローアップにおいて各登録企業・団体等の DX 推進活動を中止したと確認した時までとする。

（登録の変更）

第 10 条 ふくいDX 推進宣言企業は、支援センターに提出した登録申請書の内容に変更があった場合は、その旨を支援センターに届け出るものとする。

（登録の取消）

第 11 条 支援センターは、ふくいDX 推進宣言企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) DX 推進に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (4) その他、ふくいDX 推進宣言企業として適当でないと認める場合

（その他）

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。